

FOCUS

第22回日中民商事法セミナー報告

■小杉丈夫

公益財団法人国際民商事法センター 理事・弁護士

1996年以来22年間続く日中民商事法セミナーは、本年度よりその取り扱いテーマに「ハイテク分野に関する交流」を加えて2部構成となつた。今年7月に開催された第22回日中民商事法セミナーの概要をレポートする。(本セミナーの詳細記録は、国際民商事法センターのWEBに掲載される予定なので併せて参照願いたい。)

日中民商事法セミナーのこれまで

日中民商事法セミナーの成立、発展の歴史については、別途、本誌

2017年12月号に「日中民商事法セミナーの歩みと新展開」として紹介しており、若干重複になるが、便宜上、要約して説明したい。

公益財団法人国際民商事法センターは、日本国政府によるアジア発展途上国への法整備支援事業を民間から支えることを目的として1996年に設立された。会員は日本企業が中核となり、豊田章一郎氏(トヨタ自動車会長)、三ヶ月章氏(元法務大臣・東京大学名誉教授)を特別顧問に、伊藤正氏(住友商事相談役)を会長、岡村泰孝氏(元検事総長)を理事長として発足した。

ハイテク分野への展開と日中経済協会との共催

14年、杜鷹氏に代つて、林念修氏が国家発展改革委員会の副主任に就任され、この日中セミナーに新たな変化が生じた。時あたかも、協議書の改訂時期にあたっていた。林副主任からは、新し



総合司会を務める筆者・小杉丈夫
国際民商事法センター理事

現在は宮原賢次氏(住友商事名誉顧問)が会長を、大野恒太郎氏(元検事総長)が理事長を務めている。

中国との交流については、国家経済体制改革委員会(現・国家発展改革委員会)との間で協議書を締結し、それに基づき、96年以来、開催場所を日中交互にして、22年にわたり、途切れることなく日中民商事法セミナーを開催している。セミナーのテーマについて、開催地国が提案し、相手国の意見を聞いて最終的には合意の上決定するというやり方で、その時々の時宜に応じた民商事法関連のテーマが選ばれていた。

い協議書においては、中国の経済発展を踏まえ、これからはハイテク・先端産業を取り込んだ枠組にしたいという強い要望が示されたのであった。

新しい協議書は、16年11月北京で開催された第21回日中セミナーの際、宮原会長と林副主任との間で締結されたが、その内容は、中国側の要望を反映し、日本側もそれに積極的に応ずるものになつた。

従来の国際民商事法センターの活動は、その成立から、法務省および外務省とその関係団体との密接な協力の下で進められてきた。しかしながら、新しい協議書では、そこから一步を踏み出した活動と組織体制が求められるところになつた。日中経済協会が主として担当し、もう一つは「デジタル経済」として日中経済協会が主として担当することになった。そして、私が総会司会と総括を受け持つて全体の会議をまとめる役割を

ね、「一つは、「知的財産権の保護」として国際民商事法センターが主として担当し、もう一つは「デジタル経済」として日中経済協会が主として担当することになった。そして、私が総会司会と総括を受け持つて全体の会議をまとめる役割を務めた。元々、第22回セミナーは17年中に行われる予定であった。ところが中國側の事情で再三の延期を余儀なくされ、今回ようやく開催にこぎつけたのであつた。

開催の延期

ていただいた。

日時	2018年7月31日 13:00~18:00
場所	東京・赤坂インター・シティAIR
主催	公益財団法人国際民商事法センター、中華人民共和国国家発展改革委員会
共催	法務省法務総合研究所、一般財団法人日中経済協会
後援	日本貿易振興機構(ジェトロ)、中華人民共和国駐日本国大使館

第22回セミナー「知的財産権の保護」と「デジタル経済」

新協議書の下での、国家発展改革委員会、日中経済協会、国際民商事法セミナーの実質的共同事業としての初めての日中民商事法セミナーは、大きな成果を収めることができた。林念修副主任は、開会のあいさつにおいて、18年が日中平和友好条約40周年、平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言20周年、「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する日中共同声明10周年にあたることに言及されたが、今回のセミナーは、まさにその節目の年にふさわしいものになった。

セミナーに参加しての感想をいくつか述べてみたい。テーマの一つである「知的財産権の保護」については、これまでの中国の発言は、中国の対策の手始めさに対する批判への防衛的な姿勢が目立つていた。ところが、今回は、法律や行政システムの整備、知財法院の設置、国際ルールの遵守、懲罰賠償の拡大など、知財権保護体制の整備の現状と進展に自信を示し、むしろ、これからは知財権の保護をもって、一帯一路など第三国への進出の有効なツールとして活用していくという中国の新しい姿勢が見えたのは印象的であった。

また、もう一つのテーマである「デジ

タル経済」について、林副主任は冒頭あいさつのなかで、中国が日本のはるか先行って猛烈なスピードで変革が進んでいる現状を紹介された。

すなわち、中国では、①情報インフラのレベルが安定整備されていること、②eコマースなど新しい業態の発展があること、③デジタル経済と従来の分野の融合が進みつつあること、例えば企業の生産方式、組織のあり方、組織管理のあり方、ビジネスモデルの変革などが進んでいる等が述べられた。しかしながら、同時に、これら諸改革の融合日々イノベーションがまだ不十分であること、産業の転換では痛みを伴う経済活動のプレイヤーの責任が不明確であることなども、中国が抱える問題点として率直に語られたのであった。

新たな展開に向けて



第22回日中民商事法セミナーの様子

立案や実施の体制が追いついていないことも明らかになった。今回、国際民商事法センターと日中経済協会との分担、協働という形で何とか乗りこえたが、将来自を考えると、両者の間にさらに深い連携が求められることを実感した。

折しも、9月3日には東京の都市センターホテルで、上海交通大学日本研究センター（主任・季衛東教授）と日本企業法務研究会が中核となった第1回日中企業法務フォーラムが開催された。国際民商事法センターも主催者の一員として参画した。

国際民商事法センターは会員こそ日本企業であるが、その活動はJICAを介しての日本政府と中国国家発展改革委員会との間の、いわば官・官の色彩が強い。これに対して、日中企業フォーラムは、日中両国の企業法務部同士の純粋な民・民の日中交流である。日中の経済関係の深まりを見ると、これからは、ビジネス環境整備のための法律の議論についても、これまで以上に、日本企業の積極的な関与が求められる。その意味で、第1回の日中企業法務フォーラムが東京で開催されたのは画期的のことであつた。中国の発展のエネルギーを見るに、現状のような個別の日中交流の寄せ集めという、日本側の体制では対処できないのではないか、と危惧している。

中国が打ち出している一帯一路のスローガンは日中企業が手をだすさて、第一回で活動する時代がすぐ近くにせまっていることを予感させる。10月には、安倍総理の訪中に合わせて、北京で「日中第三国市場協力フォーラム」が開催された。これからは、日本、中国の市場だけでなく、第三国市場での日中企業の協働という、グローバルな市場展開を見据えた法律・経済分野での協力を視野に入れなければならない。第三国市場での活動となれば、日本企業が直面する法的リスクをはじめとする、種々のリスクとその対策の必要性は、飛躍的に増大することになる。

私共、国際民商事法センターは、時代に遅れないための変革が求められていてそれを自覚し、第22回セミナーを契機に生まれた日中経済協会との連携を

さらに発展させて、日中の交流にさらなる貢献をして行きたいと考えている。

セミナー抄録

開会あいさつ



宮原賢次（公益財団法人
国際民商事法センター会長）

第22回を迎えることができて嬉しく思う。今回から法律関係に加えて「ハイテク分野」で日中経済協力を協力いただくことになった。最初に「一流のビジネス環境を構築するための知的財産権保護の強化」について楊潔法規司長に、続いて「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をどうらえる」と題して、任玉武副秘書長兼ハイテク産業司長に講演いただく。管轄部署の責任者から直接事情をお聞きする真に有益な機会。セミナーが有意義なものになるよう祈念している。

林念修（国家発展改革委員会副主任）



今年は中日平和友好条約締結40周年、中日共同宣言発表20周年、「戦略的互恵関係」の包括的推進に関する中日共同声明10周年。保護主義、一国主

義などが台頭する国際情勢下で両国は協力して、ともに直面する課題に挑戦していくかねばならない。相互信頼と互恵の精神で学び合い、協力することで、中日関係は新たな未来を切り開くことができるだろう。

今回のテーマは知的財産権の保護と

デジタル経済の発展の二つ。いずれも中国にとり重要な内容。中国は一貫して知財保護を重視している。中国の知的財産権制度は大きな進展を遂げ、主だつた国際条約への加盟も果たしたが、依然、改善すべきところが残されており、引き続き知財権の保護システム形成を急いでいる。

デジタル経済は、今や科学技術革命、産業変革の重要な力となり、中国政府はデジタル経済を重要な戦略としている。課題もあるが、チャンスに満ちた分野であり、両国でより突っ込んだ協力をしていきたい。

講演1「知的財産権保護の強化 一流のビジネス環境を構築する」



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法的な法執行能力の向上。第三に、行政的保護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：小野寺良文（森濱田松本法律事務所北京事務所首席代表弁護士）

税関では日本にはない輸出差し止めと、特許も含む行政摘発という制度が特徴的。「三合二」は世界でもなかなかない、面白い取り組みだと思う。

中国の特許裁判は司法鑑定方式で、1人の鑑定人で決まってしまうが、技術調査官制度の導入で、より公平な技術的立証活動が可能になるだろう。

特許法の改正案で懲罰的損害賠償が追加され、米国のような高額賠償を懸念する方もいるが、中国の実績賠償は証拠法則が厳格なので、それほど心配しないともよいと考える。

重要な認識の下、知財保護を一層強化し、権利侵害行為を厳しく処罰していくとしている。

2. 知財権保護の能力・水準の向上

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演2「知的財産権保護の強化 一流の



林念修（国家発展改革委員会副主任）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演3「知的財産権保護の強化 一流の



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演4「知的財産権保護の強化 一流の



林念修（国家発展改革委員会副主任）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演5「知的財産権保護の強化 一流の



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演6「知的財産権保護の強化 一流の



林念修（国家発展改革委員会副主任）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演7「知的財産権保護の強化 一流の



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演8「知的財産権保護の強化 一流の



林念修（国家発展改革委員会副主任）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演9「知的財産権保護の強化 一流の



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演10「知的財産権保護の強化 一流の



林念修（国家発展改革委員会副主任）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演11「知的財産権保護の強化 一流の



楊潔（国家発展改革委員会
法規司司長）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

講演12「知的財産権保護の強化 一流の



林念修（国家発展改革委員会副主任）

第一に、専利権、商標権、著作権の審査・登録の数、税関における保護・届出数の大幅な増加。第二に、司法保

護制度が整備され、強化されたこと。このポイントは、①3つの知的財産権法院と、15の知的財産権法庭の設置、②「三合二」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判を一体化化、③「二法連結（行政の法執行と刑事司法の連結）」情報共

享受システムで全国の権利侵害情報を共有化、④知財の技術調査官制度の導入、の4つ。そして第四の特徴は、国際的な知財保護体系で、国内と海外を同じ基準で守っている（「視同仁」）ことである。

第二の側面は、中国の知財権侵害の被害者になり、国内産業の為に知的財産制度を活用する検討が進んでいるとの話があつた。関心を持つて見守っていきたい。

コメント2：熊谷健一（明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授・長澤壽門員）

司法で中国の研究者が関心を持つているのは、知的財産の高等法院の設立。知的財産の適切な保護という観点から重要という。

今は、中国も知的財産

講演2 「デジタル経済協力の新領域開拓の機会をとらえる」



任志武

(国家発展改革委員会副秘書長兼ハイテク産業司司長)

1. 中国におけるデジタル経済発展の概況

中国のデジタル経済の規模は27兆元で年30%以上のペースで増大。17年のeコマースの売上高は29兆1600億元で世界の4割を占め、内、オンライン小売は7兆2000億元で、それぞれ30%、40%のペースで伸びている。モバイル決済は中国人の生活に大きな影響を与え、農村部の情報インフラ整備の結果、山間部や邊鄙な地域の貧困層に2800万人の雇用機会を創出した。そしてスマート製造の促進は、企業のイノベーションと伝統産業の構造転換を促している。政府は電子政府の実現のため情報システムの統合を進めている。

他方課題は、業種間、地域間での発展のアンバランス、個人情報、サイバーセキュリティといった問題による市場管理の困難化、シェア自転車の散乱などによる法律・政策整備への影響などである。2. 中国におけるデジタル経済発展の主な施策

政府はデジタル経済推進のための六つの政策措置を打ち出している。①ビッグデータの発展促進。②スマート都市の健全な発展の促進。③「インターネットプラス」を推進するアクション。④製造業とインターネットの融合の促進。⑤次世代AI産業の発展促進。⑥「インターネットの行政サービス」の強化である。

3. 中日のデジタル経済の協力

今年5月、李克強総理と安倍首相は、日中イノベーション対話メカニズムの構築を加速することで合意した。日中のイノベーション協力強化は、経済の共同発展に役立つ。デジタル経済は、それを牽引するエンジン役。

イノベーション協力メカニズム構築の目的は、企業間の実務協力のプラットフォームを提供することであり、部門間、チャネル間、また大学、産官学、業界団体、ビジネス界、経済団体が共に参画するプラットフォームを形成していくことである。

コメント1：「Society 5.0を実現するデータ活用推進戦略」

梶浦敏範（株式会社日本立製作所上席研究員、日本経済団体連合会情報通信委員会企画部会長代行）

社会問題をデジタルの力で解決していく姿勢は日本と同じ。現在の情報社会を超える超スマート社会をSociety 5.0と呼ぶ。そこでは、情報社会（Society 4.0）で個別最適だったデータ活用が、

データの発展促進。②スマート都市の健

全な発展の促進。③「インターネットプラス」を推進するアクション。④製造業とインターネットの融合の促進。⑤次世代AI産業の発展促進。⑥「インターネットの行政サービス」の強化である。

データの入手と必要なデータにアクセスできるデータ流通の仕組み。国境を越え、必要な人に届く、そういうインフラや、オーブンデータ。②入手したデータを整理すること。③ビジネスとして持続できること。④社会に受け入れられることである。

スマートシティに至る道、産学協働国際連携などは、我々も賛同するところであり、このようなデータ活用の議論を、国境を越えて行いたいと思っている。コメント2：「中国デジタル経済の現状と日中協力の可能性」

雷海涛（桜美林大学経営学研究科教授）

中国のデジタル経済が大きく発展したのは、大体リーマン・ショック以降。

ファーウェイは、毎年売上の10～15%を研究開発に投入している。スマートシティは、現在は1位サムスン、2位アップル、3位ファーウェイ。ただし、アップルがiOSやアプリでプラットフォームを構築しているのに比べ、ファーウェイはまだそこまで至っていない。

アリババは、インターネットでのプラットフォーム・ビジネスを展開している。中国はクレジットカードが普及しておらず、自分でAlipayというプラットフォー

ムを構築したところがイノベーション。日本にはリアルデータの蓄積があるが、まず知財保護が必要で、それからデジタル経済の日中協業が進む。また、オープンにできる部分とクローズドでしっかり守るコアの部分の両方使いが必要な人に届く、そういうインフラや、オーブン＆クローズドを盛んであり中国もオープン＆クローズドを考えいくべきであろう。

小杉丈夫
（公爵財團法人国際民商事法センター理事・松尾總吉法律事務所弁護士）

デジタル経済についても、日本には

知財の問題は、最近まで中国は「イフエンシング」な発言が多かったが、今は、むしろ積極的に知財を使ってイノベーションを進め、中国市場だけでなく、外に進出していくとしているという姿勢を感じた。

総括

デジタル経済についても、中国から日本に、もつと一緒にやろうという呼び掛けがなされている。日本が呼び掛けにどう対応していくのか、大きな課題だと思う。さらには「一带一路」とか「走出去」など、中国の外でも一緒にやらなければならぬと感じた次第である。